

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 令和8年度第2回会議
開催日時	令和8年6月30日（火）午前10時から午前11時30分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	（審議会委員） 今尾会長、須貝委員、玉記委員、豊泉委員、中村委員 （事務局） 五十嵐企画部長、門倉企画政策課長、阪野企画部経営改革特命主幹、菊地企画政策課経営改革係長、五十嵐企画政策課経営改革係主任、井村企画政策課経営改革係主任、栗林文化振興課長、衣笠文化振興課文化振興係長、田村文化振興課文化振興係主任、竹内文化振興課文化振興係主事
議題	1 委嘱状の交付 2 西東京市民文化プラザ、西東京市コール田無及び西東京市保谷こもれびホール施設使用料の適正化について（諮問） 3 西東京市民文化プラザ、西東京市コール田無及び西東京市保谷こもれびホール施設使用料の適正化について（審議） 4 その他
会議資料の名称	資料 1-1 西東京市民文化プラザ施設使用料について 資料 1-2 西東京市民文化プラザ令和7年度（令和6年度決算）使用料原価計算書 資料 1-3 西東京市民文化プラザ施設使用料算出表 資料 2-1 コール田無施設使用料について 資料 2-2 コール田無令和7年度（令和6年度決算）使用料原価計算書 資料 2-3 コール田無施設使用料算出表 資料 3-1 保谷こもれびホール施設使用料について 資料 3-2 保谷こもれびホール令和7年度（令和6年度決算）使用料原価計算書 資料 3-3 保谷こもれびホール施設使用料算出表 資料 3-4 文化施設附属設備の限度額について 資料 4 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較 参考資料 西東京市使用料等審議会委員名簿【第22期】 参考資料 西東京市民文化プラザ 参考資料 施設のご利用案内 J:COM コール田無 参考資料 タクトホームこもれび GRAFARE ホール
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	

開会

- 事務局：
会議の進行の説明

議題 1 は記録なし

- 会長：
傍聴要領に基づき、傍聴人の入室を認める。

議題 2 西東京市民文化プラザ、西東京市コール田無及び西東京市保谷こもれびホール施設
使用料の適正化について（諮問）

市長から今尾会長へ諮問

議題 3 西東京市民文化プラザ、西東京市コール田無及び西東京市保谷こもれびホール施設
使用料の適正化について審議）

- 事務局：
議題 3 の説明に入る前に、進行について提案する。
今回は西東京市民文化プラザ、西東京市コール田無、西東京市保谷こもれびホールの 3 つの施設使用料について審議いただく。最初に、所管する文化振興課から、3 つの施設使用料についてまとめて説明した後、1 施設ずつ質疑応答、審議のまとめの時間をいただければと思うがいかがか。

- 会長：
事務局からの提案についていかがか。

（異議なし）

- 会長：
異議ないようであるため、議題 3 について事務局より説明いただきたい。

事務局より資料 1-1～資料 4 について説明

- 会長：
市民文化プラザについて、意見、質問等はあるか。

- 委員：
市民文化プラザの利用率が低い原因は何か。

- 事務局：
供用開始した令和 6 年度は利用率が低かったが、令和 7 年度はすべての施設で利用率が向上しているため、周知不足によるものと思われる。現在は指定管理者も含め、周知に努めている。

○委員：

一般的に公共施設には利用者の固定化という課題があるが、市民文化プラザは利用者の固定化という問題はあるか。

○事務局：

指定管理者制度を導入している市民文化プラザと保谷こもれびホールについては、貸館だけではなく、指定管理者が様々な事業を行うことにより新規利用者の獲得を図っている。一方、市直営のコール田無は貸館のみであるため、利用者の固定化という課題があると思われる。

○委員：

市民文化プラザの維持管理費に対して、使用料による収入はどのくらいの割合か。

○事務局：

維持管理費に対する使用料の割合は把握していない。

○委員：

市民の方から見ても妥当な利用率なのか。使用料を改定する目安となる利用率の値はあるか。

○事務局：

明確な値はないが、感覚的には利用率が6割から7割あると高い方である。利用率が高くなるほど予約の競争率が高くなってしまう一方で、利用率が低くなるほど使用料収入が減少するという問題がある。

○委員：

資料1－2の減価償却費が少なく感じるが、令和6年度中に供用開始したことにより5か月分の減価償却費のみで計算されているのか。

○事務局：

御認識の通りである。現在の指定管理期間が令和9年度までであるため、令和9年度に指定管理者の再公募を行うが、その際に使用料の提示が必要であるため、今回諮問させていただいた。

○委員：

学習スペースの利用状況はいかがか。学生を含む多様な世代の方が学習スペースを訪れることにより、施設の周知が進み、活気が生まれるのではないか。

○事務局：

令和7年度は5,984人で、一日当たり平均約19人の利用があった。令和6年度と比較して増加している。

○会長：

今回の審議内容は使用料についてだが、そもそも利用率が低く、質疑が利用率について集中している。個人的には市民文化プラザの利用率は低くはないものの、ほか2施設の方がより利用率が高い印象である。市民文化プラザは新しい施設であるにもかかわらず、限られた

人しか利用していないのは、利用方法や機能を知らない人が多いからではないだろうか。利用料金を上げたことにより利用率が下がるのは問題であるため、利用率向上の取組に努められたい。

○会長：

市民文化プラザについては、現行の使用料を据え置くことが妥当と考えるがいかがか。

(異議なし)

○会長：

異議ないようであるため、次の施設使用料の質疑に移る。それでは、コール田無について、意見、質問等はあるか。

○委員：

市の施設には「どのようなまちにしたいか」という市の考えが現れると思う。コール田無はどのような層を対象にした施設なのか、市の考えがあれば説明いただきたい。

○事務局：

コール田無は、活動や交流の場としての施設である。一方で、指定管理者制度を導入している市民文化プラザや保谷こもれびホール同様に、貸館以外の活用等も進めることで、利用者増加につながるのではないかと思う。現状、利用者が固定化しているため、3つの施設の相乗効果を高め、どのように知ってもらい、活用してもらうかの検討が必要かと思う。

○委員：

コール田無は他施設と異なり、子育て広場や防音室があるが、市民文化プラザとは異なる層を対象としているのか。

○事務局：

合併前、保谷市にはこもれびホール、田無市にはコール田無と市民会館があった。その当時は対象者層の区分けがあったのかもしれないが、現在は明確な区分けはない。明確なコンセプトを改めて設定するなど、コール田無の良さも踏まえて総合的に考えていきたい。

○委員：

資料4の1人1時間当たりの使用料について、コール田無と保谷こもれびホールは近隣自治体の類似施設と差異があるとのことだが、どの程度の差異があると是正の目安になるのか。

○事務局：

明確な目安はないが、原価計算結果と近隣自治体の類似施設との均衡の両方を踏まえて判断する。

○委員：

原価計算結果に比べて条例で定める料金が-highい、総合的な判断で据え置きという提案か。

○事務局：

現在のコール田無の施設使用料は、原価計算結果に比べると高いが、市内類似設及び近隣類似施設と比較すると低廉である。そのため、仮に値下げの料金改定をした場合、市内類似設及び近隣類似施設との差がさらに広がってしまうため、据え置きという提案とした。

○会長：

据え置きでよいと思う。個人的な意見だが、予約が重複した場合は市内の他施設を紹介すると、全体の収入が増加し、利用率も向上すると思われる。

○会長：

コール田無については、現行の使用料を据え置くことが妥当と考えるがいかがか。

(異議なし)

○会長：

異議ないようであるため、次の施設使用料の質疑に移る。それでは、保谷こもればいホールについて、意見、質問等はあるか。

○委員：

使用料が高めにもかかわらず利用率が高いと感じたが、市民以外の方も利用できるのか。周辺に類似施設はあるのか。

○事務局：

市民以外の方も利用可能である。また、資料４のとおり近隣自治体にも類似施設はあるが、利用者からは例えばメインホールの座り心地等が高評価であり、そういった点からリピートに繋がっているという認識である。

○委員：

人気施設であれば予約が集中する時期があると思うが、予約は市民の方が優先なのか。

○事務局：

１年前から予約できるが、先に市内の方から抽選にて予約受付し、その後空いた利用枠を開放している。

○委員：

ネーミングライツによる収入は、原価計算上の施設運営費や維持管理費には充てられず、全体会計に入るのか。

○事務局：

御認識の通りである。

○委員：

保谷こもればいホールについては、特にどの施設が近隣自治体の類似施設と乖離しているのか。

○事務局：

音楽練習室と楽屋は特に原価計算結果との乖離が大きく、近隣自治体の類似施設とも乖離しているため、激変緩和措置の上限額まで改定したい。

○委員：

激変緩和措置の上限額まで上げても適正価格にはまだ足りないものの、かなり上がるという印象がある。音楽練習室はどのような方が利用しているのか。

○事務局：

楽器やバンドの練習、ダンスの練習で使う方もいる。時間当たりの利用人数は把握していないが、個人利用もあると聞いている。元々、受益者負担割合も70%と高いため、影響は少ないと考えている。

○会長：

利用料金を改定した場合、利用率はどの程度影響があるかを分析した資料があれば良かったと思う。市民の料金と市外在住者等の料金は同一なのか。

○事務局：

保谷こもれびホールにおいては、市民が優先的に1年前から予約できる一方、市外在住者、市外の法人・団体の料金は市民の料金と同一である。コール田無と市民文化プラザでは、市外在住者等の料金は、市民の料金に2割を加算した額である。

○会長：

音楽練習室と楽屋以外の料金を改定しない理由は何か。

○事務局：

原価計算結果と条例で定める料金に乖離があるものの、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改定版）」で定める受益者負担割合の適正範囲内であること、また近隣自治体の類似施設の料金との乖離が少ないことから、据え置きが妥当と判断した。

○委員：

資料3-1の項番7の説明で、市民の方は納得できるのか。公共施設はまちづくりのツールであるから、この施設を使ってどんな人に交流活動してほしいかという市の考えがあると思われるが、料金改定による影響をどれだけ分析されたのか。受益者負担の考え方も大切だが、まちづくりの視点から見たときに、逆に安価にするという方向もあると思う。理論上だけでなく、市の考えを反映した料金でもよいのではないか。

○会長：

据え置きにした場合は、非利用者にも租税負担が生じる。一つの指標として、近隣の相場も考慮せざるを得ない。

○委員：

料金改定をすることは賛成であるが、これまでの経験則に基づけば、使用料収入で維持管理費が十分に補填されているケースは少なく、その割合は数パーセントに留まることが多いと認識している。したがって、利用料金の改定を行った場合も、全体としての使用料収入に大きな変化は見込めないのではないか。

料金改定をする際には、近隣自治体との比較や試算結果だけではなく、市民の理解を得られるよう、「どのようなまちづくりを目指すのか」という明確な市の方針を提示することが重要ではないか。

○会長：

ここで結論が出る話ではないと思うが、委員の意見を参考に今後進められたい。また、市の施設使用料をどのようにするかは、市がどのような施設運営をしたいかという姿勢を広く示すことにもなるため、単に維持管理費をどれだけ使用料収入でカバーするかという考え方だけではなく、広報的価値があれば市が負担するという考え方があっても良いと思う。

○委員：

地域としてどのように取り組むかを示すのは、たしかに重要である。一方、保谷こもれびホールは興行主による外部団体利用も多いため、音楽練習室単体で利用する人は少ないのではないか。施設運営の安定化を踏まえて料金を改定するのは良いと思う。

○委員：

改定することに反対ではないが、市民の方に対して説明する際には市の方針についての説明も加えていただきたいと思います。

○会長：

保谷こもれびホール施設使用料の適正化については、原価計算結果と条例に定める料金に乖離があることから、事務局より提示があった金額へ改めることが妥当と考えるがいかがか。

(異議なし)

○会長：

利用区分、附属設備区分についてはいかがか。

(異議なし)

○委員：

保谷こもれびホールの利用区分や附属設備区分をほか2施設と統一することは良いと思うが、料金はこれから検討するのか。

○事務局：

附属設備の使用料については、限度額を考慮した上で、さらに細かい料金を条例施行規則で改定する予定である。

○会長：

「区分」ではなく「使用区分」とした方が分かりやすいのではないか。あくまで参考意見のため、今後検討いただければと思う。

○委員：

区分とは午前、午後、夜間、全日のことか。全日の場合は3区分の合計か。

○事務局：

御認識のとおりである。

○会長：

利用区分、附属設備区分については事務局の提案のとおりでよいか。

(異議なし)

○会長：

異議ないようであるため、審議会での審議を終結する。答申については、会長と事務局で調整の上、確定するということによろしいか。

(異議なし)

○会長：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただく。

そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題4 その他

○会長：

その他の議題はあるか。

○事務局：

次回の審議会については、10月下旬頃を予定している。

○会長：

了解した。ほかになければ、これで令和8年度第2回審議会を終了する。

(以上)